

Title	藤田顯藏(一)
Sub Title	
Author	幸田, 成友(Koda, Shigetomo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.12, No.2 (1933. 5) ,p.70(242)- 70(242)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	餘白録
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330500-0070

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

藤 田 顯 藏 (一)

大鹽平八郎が文政十年(一八二七年)に檢舉した京都八坂上ル町の豊田貢及びその一類は、耶蘇教徒であつたと言はれて居るが、果して教徒であつたか、甚だ怪しい。評定所一座の伺書にも、これは最初から掛役人が耶蘇教徒と見込んで吟味を詰めた。然るに右宗門を治めたるものと治定しがたい以上は、吟味仕直し即ち再審に及ぶべきものとある。これに對する幕府の指圖は、評議の趣は尤もであるが、今更吟味を遣直し、耶蘇宗門でないものとして取扱つたら、却て世上の疑念を散じかね、御制禁の弛みにならう。よつて耶蘇宗門と差極め、適當な刑罰と類族共の處分とを評議申立てよといふので、つまり貢一類の處刑は政治的に解決されたのである。稻荷下を看板に愚昧の男女から金銀を掠めた詐偽師が、耶蘇教信者として處刑せられたのである。

この一類の中に全然金銀詐取に無關係でありながら處刑せられた男がある。それは大阪堂島船大工町の藤田顯藏で、同人に對する評定所一座の御仕置伺書(文政十二年七月附)は左の如くである。

書面耶蘇の書籍買受、亦は旅僧より踏繪貰受、殊ニ耶蘇之書著述をもいたし所持罷在候上は、事實において切支丹宗門修行候ものニ無相違相聞候間、前書桂藏(伊良子屋桂藏)同様大坂三郷町中引廻之上礫可申付處、病死いたし候段、追而申上候付、鹽詰之死骸大坂三郷町中引廻之上礫可申付旨被仰渡可然哉ニ奉存候。

但、書類之儀を伺う通燒捨可申旨被仰渡可然哉ニ奉存候。

顯藏は河州山崎村の百姓の倅で、堂島新地一丁目醫師藤田幸庵の養子となり一通り儒學醫學を修め、殊に西洋の醫學を好み、儒書醫書は勿論天文地理の書類から耶蘇教の書類に至るまで買貯へて居つた。理財の途には迂かつと見え、養父から譲受けた家屋敷を他人に渡し、高價の書類は賣飛ばし、蟄居同様引込んで居るたが、西洋の醫書天文地理書並に耶蘇教關係の書類は相變はらず所藏し、燃犀錄稿と題し耶蘇教に關する著述まであつた。さうして彼が耶蘇教の書類を所持してゐたことは、伊良子屋桂藏の口から露顯し、召捕の上文政十年閏六月廿一日入牢となつた。(一五〇頁に續く)